

第5号議案 令和4年度事業計画 審議の件

令和4年度事業方針大綱

愛知県土地家屋調査士会

会長 梅村 守

世界がコロナ禍とウクライナ紛争に揺れる不安定な情勢の中にあって令和4年度を迎えました。私たち土地家屋調査士にとって、国家の平和と安定が何よりも重要であることは言うまでもありませんが、そのためにも世界の平和と安定に重大な関心を持ちながら、令和4年度においても事業を実施していきます。

令和3年までに所有者不明土地の解消に向けて、民法・不動産登記法の一部改正、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の制定など、国民生活に大きく影響を与える法整備が順次行われ、令和5年4月から段階的に施行されていきます。私たち土地家屋調査士は、この分野の専門資格者として国民に対してこれらの法律について熟知し、正しく伝えていく責務があります。特に相続土地国庫帰属制度や相隣関係の見直しについては施行まで1年を切っており、土地家屋調査士が直接関わる問題であることから、このルールについて提言をしていく必要があります。

こうした時代的要請に応えていくとともに、土地家屋調査士の使命である不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家としての能力の向上を図ること、そして本会の目的である会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るための会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを基本的な考えの土台として以下に主な事業の方向性を示します。

1 土地家屋調査士の知名度・認知度の向上

様々な広報事業を展開し、また防災・減災、所有者不明土地問題に関する社会事業を積極的に推進することで知名度・認知度の向上を図っていきます。

2 業務領域拡大の推進

調査士が筆界を明らかにした上で、その筆界にまつわるあらゆる境界の問題を、迅速に解決する業務まで拡げていくことを目指します。

3 組織改革の定着

組織改革実行2年目を迎え、1年目で明らかになった不備を修正し、引き続き改革を実行していきます。

4 支部の活性化

支部と会員間の顔の見える関係性を高め、帰属意識の向上を図ります。

5 本会、公嘱協会、政治連盟の三者の協力推進

三者が更なる連携の強化、業務に関する情報共有に努め、共同での事業の実施を目指します。

6 あいち境界問題相談センターの強化

会員のセンターに対する意識の向上を図るとともに、一般市民にもセンターの利用をアピールしていきます。

総務部

令和4年度事業計画

情報の収集及び発信においてWEBを活用していき、会員が品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実に業務が行えるよう、各部・各支部との連携を強化し、迅速性・正確性・利便性の向上を目指していきます。

収束のめどが立たない新型コロナウイルス感染症をはじめとする疫病や自然災害に対しても、順応できる組織の構築を図るため、現行の事務機能を正しく評価し、先進的な技術やサービスを積極的に検討して持続可能な組織体制の構築を目指します。災害時において復旧、復興に参画していくことは社会的責務ですが、特に国家資格者として専門職能を活かした減災・防災対策に取り組み、公嘱協会や政治連盟と連携して愛知県下54市町村との基本協定締結を契機とした社会貢献活動に取り組む準備を検討してまいります。

1 事務局の強化

- (1) 事務局内のシステム見直しを継続し、事務の合理化・適正化を推進する。
- (2) 事務局職員の育成のため、研修及び研鑽を支援し、コミュニケーション能力の向上と意識改革を図る。
- (3) 公嘱協会をはじめ他会等の事務局との交流を深め、情報交換を実施する。

2 組織の運営と管理

- (1) 組織改革後の本会の企画立案・意思決定・執行機関の具体的運営方法について検討し実施する。
- (2) 無駄のない会務運営ができるよう、各部及び各支部等と連携し検討する。
- (3) 財務部と協力し、会員の減少を見据えた対応策の検討をする。
- (4) 会員への業務関連情報の伝達方法の手段として、電子メール、e投票システム等のWEBを活用し、迅速性と効率性を高めたオンライン環境の定着を目指す。
- (5) 文書を整理し、文書管理を徹底する。
- (6) 災害時等における連絡体制など実践を想定した活動指針を検討する。
- (7) WEB技術等を活用し、柔軟性を備えた会議や研修の定着のため、具体的な環境整備について検討し実施する。

3 被害家屋認定士への支援

愛知県との災害協定締結を経て、被害家屋認定士養成に関して、企画(社会事業)部と連携して支援を行う。

4 相談及び苦情処理体制

相談室において、来会者及び電話相談者に迅速に対応し、また、会員及び市民からの相談等に対応する。

5 委員会等への支援

- (1) 「あいち境界問題相談センター運営委員会」、「災害時対策運営委員会」、「苦情処理委員会」等の支援を行う。
- (2) 「事務局運営委員会」を開催し、会員が利用しやすい事務局とするため、会員情報システム及び事務局職員の労働環境を改善する。
- (3) 「規則整備委員会」を必要に応じて開催する。

6 法調事務打合せ会

本会及び会員の事務手続が円滑に行われるよう、法務局と必要に応じて協議する。

7 隣接団体等との意見交換

公嘱協会、政治連盟その他関連団体と意見交換を行う。

8 他会との連携

中部ブロック協議会(愛知・三重・岐阜・福井・石川・富山)、葉月の会(愛知・札幌・宮城・神奈川・大阪・高知・福岡)、愛知・東京・大阪三会会長会議等の協議会を開催し、意見、情報交換を行う。

東海4県(愛知・岐阜・三重・静岡)の単位会での会議を開催し意見交換を行う。

9 全国無料相談会、土地家屋調査士法施行規則第39条の2に基づく実態調査の協力

法務局主催の全国無料相談会及び調査士の日における一斉相談会並びに調査士法に基づく命令の規定に違反する事実の有無についての実態調査に協力する。

10 調査士会館の整備

- (1) 会館セキュリティ及び疫病の感染症対策を検討し、実施する。
- (2) 将来の会館修繕に備える。
- (3) サイバーセキュリティの強化に努め、通信機器の管理をする。
- (4) 公嘱協会事務局の会館への招致を見据えて、協議実施に備える。

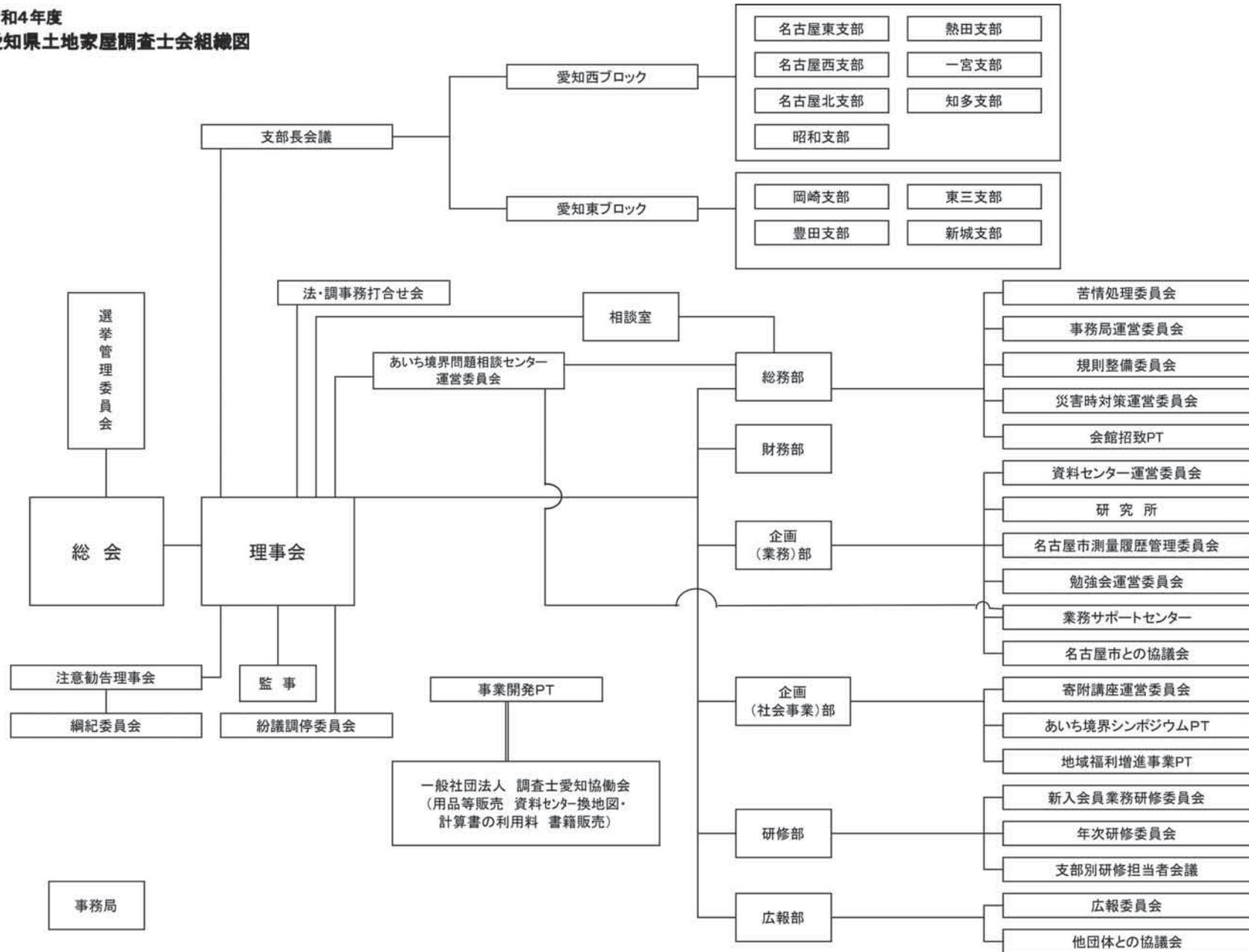
11 その他

連合会、中部ブロック協議会からの情報伝達に努める。

支部長会議に参加し、支部の運営に協力する。

ソフトボール大会の協力方法を検討する。

令和4年度
愛知県土地家屋調査士会組織図



財 務 部

令和4年度事業計画

事業計画・予算案に則した適正な財務運営を進めていきます。また、将来に向け安定した会務運営が執行できるよう、継続して支出の削減を検討していきます。

財務部として、コロナ禍でも積極的な事業展開を効率的に行えるように必要な改革を実行していきます。

(経理関係)

1 総務部との連携による財政及び組織全般の検討

- (1) 財政基盤の健全化を図り、組織の形態について検討する。
- (2) 支部の会計について、支部と継続的に協議を行う。

2 収支及び資産状況の把握と管理

- (1) 毎月の細小科目別の収支管理を行い、各部へ執行管理情報を提供する。
- (2) 戸籍謄本等職務上請求書の在庫及び販売を管理する。
- (3) 監査会を実施する(年2回)。
- (4) 顧問公認会計士と協議をする。
- (5) ホームページ上に財務諸表を公開する。

3 会計規程の厳守

会計規程を遵守し、支出の節約を促して適正な執行を図る。

4 会費納入の管理

- (1) 会費に関して必要な規則等を整備し、会員への周知徹底を図る。
- (2) 適正な会費納入を促すとともに、未納会員への調査を実施する。
- (3) 会費徴収管理調書に基づき入金情報管理の徹底を図る。
- (4) 会費徴収に関する事務処理の効率化を図る。

5 大規模災害への備え

- (1) 災害対策マニュアルに従い、非常時用物資を必要に応じ確保する。
- (2) 連合会による「大規模災害共済基金」を行うとともに、本会として災害時における派遣要請に対する所得補償等を見据え大規模災害対策積立預金を実施する。

(福利厚生関係)

6 各種同好会・親睦事業への助成協力

支部対抗ソフトボール大会等への助成の検討・助言を行う。

7 福利厚生

- (1) 会員へ健康診断を奨励し、助成金を支出する。
- (2) 慶弔、祝い金を支給する。
- (3) 突発災害の被害者への即時対応を図り、見舞金を支給する。
- (4) 事務局職員の健康診断を徹底する。

8 保険・年金への加入促進

- (1) 損害賠償保険、傷害保険の加入促進のため、一般社団法人調査士愛知協働会が推奨する各種保険の取り扱いを支援する。
- (2) 全国国民年金基金土地家屋調査士支部への加入を促進する。

企 画（業務）部

令和4年度事業計画

コロナ禍がきっかけではありますが、世の中は様々なオンライン化が進み、変化しました。また、所有者不明土地の解消に向けて我々の業務に直接関わる法整備が順次行われていきます。ここで土地家屋調査士による社会貢献についても真剣に考える時期に来ているのではないのでしょうか。令和4年度は、日常業務改善、法改正への対応、社会に役立つ土地家屋調査士に重点を置き、活動していきます。

1 土地家屋調査士業務に関する指導・連絡等

- (1) 「土地家屋調査士業務取扱要領」に関する事項の指導・連絡を行う。
- (2) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項の指導・連絡を行う。
- (3) 登記及び測量に関する事項の指導・連絡を行う。
- (4) 筆界特定制度と調査士会 ADR との連携についての調査・研究を行う。
- (5) 調査士の附帯関連業務に関する調査・研究を行う。
- (6) 所有者探索方法について検討する。

2 資料センターの運用

- (1) 資料センター運営委員会への協力をを行う。
- (2) 退会する会員の測量資料等について対応する。

3 筆界特定制度への対応

- (1) 筆界特定制度に関する研修会等への協力をを行う。
- (2) 筆界調査委員、鑑定実施員等の養成、意見書等作成のための講座を企画し、運営に当たる。

4 業務サポートセンター

土地に関する調査・測量業務、及び登記申請業務についての相談に応じることを通して、会員の適正な業務の推進を図るとともに、あいち境界問題相談センターの活用にもつなげる。

5 その他

- (1) 官公署との円滑な関係を維持するため、連携を図る。
- (2) 名古屋市内の測量履歴の収集及び開示を行う。
- (3) これまでの中部地籍研究会における研究の積み重ねを受け継いで、本会独自の地籍研究活動を支援する。
- (4) 勉強会等を企画し、会員間で交流できる場所を作り、人材育成につなげる。

資料センター運営委員会

令和4年度事業計画

令和4年度も引き続き、本来の業務である資料の収集保管・開示に傾注することを主眼として資料センターの運営に当たります。

開示方法については、資料センターのオンライン化を進め、より利便性の高いWEB資料センターを目指しています。

また、頻発する自然災害などの有事に耐え、いざという時に会員が土地家屋調査士として活動できるよう、資料を安全に保管する役割も資料センターとして重要です。

しかし、令和3年度ではWEB資料センターのシステムに課題がみつかりました。現在の資料センターを維持するための対策を検討するとともに、令和3年度に引き続き目指す資料センターにすべくこの課題に取り組みます。

1 基本事業の遂行

資料センター運営委員会規則第6条に基づく資料の収集、保管、登録及び開示活動を行う。

2 資料センターの利用拡大

- (1) 新入会員研修等の機会を活用し、業務遂行に資料センターの活用を啓発する。
- (2) 有事を想定した資料の保管方法を検討する。
- (3) WEB資料センターの利用を拡大すべく、公開できるファイル形式の拡大を図る。
- (4) 退会する会員の測量資料等について対応する。

3 開示情報・方法の更新整備

- (1) 広報部と連携しホームページ掲載情報の更新を図る。
- (2) WEB資料センターのシステムについて、整備をする。

研 究 所

令和 4 年度事業計画

現在、本会会員の平均年齢が 57.37 歳(令和 4 年 1 月 1 日現在 会員 1,074 名)であることを考えると、もはや年齢の若さではなく精神の若さをもって土地家屋調査士制度を考え、対応していくこととなり、この長寿社会においての私たち土地家屋調査士の対応であると考えます。

さて、令和 4 年度の実業計画は、令和 3 年度の実業計画を引き継ぎ、より一層の成果として完成させ会員の皆さんに披露していきたいと考えています。ゆえに令和 4 年度も令和 3 年度の実業計画であった下記の 4 つの大きな分野に分けての研究に大きな変化はありませんが、各研究員の自由な発想のもと、より具体的に表現し具現化させます。

また、特に令和 2、3 年度の成果である<測量誤差と一点一成果の考え方>については、土地家屋調査士の技術面における命題としての研究であり、ブックレットのような小冊子として全会員に配布したいと考えています。このことは境界確定技法における全会員の技術面の向上とともに、意識の高度化をめざすものとするからです。

研究所は、これまでの業務全般を振り返り、また未来を想像しながら、社会に有用な調査士の明日を見つめて事業計画を進めます。

1 過去(土地家屋調査士のこれまでの業務)

- (1) 明治期の地押調査についての研究
- (2) あいち地籍研究会としての研究
- (3) 明治初年に始まる近代的所有権の確立以降の境界にまつわる布告・布達・法律・規則・規程等々から見て、それぞれの係わり方を検証し業務を再認識する。

(例示)

| | | | |
|---------|-------------|---------------|-------|
| 所有権と境界 | 公図と境界 | 地租改正事業と地籍編纂事業 | |
| 地租と税金 | 測量と面積 | 境界と立会 | 立会と承諾 |
| 分筆と測量図 | 道路と道路内民地 | 土地台帳と地積 | |
| 申告図と地形図 | 等々さらなる複合的検証 | | |

2 現在(土地家屋調査士の今の環境)

- (1) <測量誤差と一点一成果の考え方>について今後さらに内容を深め、調査士の見識としてまとめる研究
- (2) 境界立会の現場は、その境界の成り立ちや判定する人の立場によって、その結果が「境界確定」「境界確認」「境界認定」「筆界特定」等々といろいろ判定行為が分かれる。そのことから、これらを今一度整理して調査士と登記官等の立ち位置を明確にする研究
- (3) 調査士の業務として一番困難な事柄と思われる関係人の心を読み解く研究

3 近未来(これからの役割と立ち位置)

筆界からの脱却として、使命とする権利の明確化における境界業務、そして、境界問題解決の立ち位置への重点移動。

(例示)

土地家屋調査士の視点に基づく時効制度の検証とその実務との関わりをテーマとして、今後の土地家屋調査士業務に向けた提言とする研究

4 持続可能な未来(将来の土地制度と境界)

国家座標とする境界の座標管理業務から財産管理業務への移行、そして国土の財産管理をする団体へ。

(例示)

民間電子基準点の増加に伴うGNSS測量による座標の統一的な運用
単に位置情報としてではなく、ビッグデータとして管轄官庁を越えての活用と管理

研 修 部

令和 4 年度事業計画

新型コロナウイルス感染症が終息しない中、その状況を注視しながら、集合型の研修とWEBを用いた研修とを併用し、調査士としての品位や知識を向上させるような研修を実施できるように努めます。また、集合して研修を実施する場合には、感染症対策を万全にして、会員の健康を第一に考慮した方法により実施するように努めます。

令和 2 年度にスタートした 5 年毎に会員に受講を義務付ける「年次研修」については、連合会の定める義務研修となったため、指針に基づいて継続して実施してまいります。令和 4 年度も引き続き、会員全員の倫理観と会員資質の向上、研修意欲と全会員の帰属意識の向上も目指します。

1 研修内容

- (1) 土地家屋調査士業務(付随業務含む)
- (2) 土地家屋調査士倫理
- (3) 土地家屋調査士法第 25 条第 2 項
- (4) 日本土地家屋調査士会連合会伝達研修
- (5) 基準点及び基本三角点等を利用した測量
- (6) 民法
- (7) 鑑定講座
- (8) その他

以上を主な内容とする。

研修内容により定例研修又は研究所特別研修として開催し、一部有料で行う。

2 定例研修

令和 4 年度は、年 4 回程度を計画・開催し、出来る限り補助者の参加できる機会を設ける。また、感染症の拡大が落ち着いた平常時においても、WEB を利用した研修の実施方法について検討し、会員の要望に沿った新しい研修を実施する。

3 新入会員業務研修

新入会員業務研修委員会が策定したカリキュラム(現場での立会業務を柱とした内容)に基づき、おおむね登録後 1 年以内の会員を対象に開催する。

研修部は委員会の運営の補助をし、研修当日はスタッフ及び講師として参加する。

感染症拡大の状況でも、会員が安心して受講できるように、中部ブロック協議会と協力してWEB 等を利用した独自の研修体制を検討する。

4 年次研修

令和 3 年度から義務研修に位置付けられ、年次研修委員会が策定したカリキュラム(職業倫理、職務上請求用紙の利用について、会則等)に基づき、連合会の指針に沿って実施する。

5 入会時研修

新入会員の入会時研修を適宜実施する。研修部員全員が担当できる体制を作る。

6 支部別研修担当者会議

各支部の令和3年度の研修活動報告を行い、本会と支部の研修内容、時期が重複することを避け、令和4年度の支部研修会の参考とする。また、支部に伝達するための本会提案の研修会(支部委託研修会等)があれば協議する。

7 研究所特別研修

研究所の研究成果等による専門的内容の研修を開催する。

8 本会独自の単位公開検討

令和3年度から活用しているICチップ内蔵の会員証による出席者の把握を、より正確にできるような体制を整え、本会独自の単位公開について継続協議する。CPDの導入を前提とするものではなく、各会員のポイント公開の意思確認をし、適正かつ効率的な事務処理ができるような制度を検討する。

9 その他

- (1) 本会と支部の連携の充実及び支部研修への協力
- (2) 調査士特別研修(ADR認定調査士)への協力
- (3) 支部、各部、公嘱協会、政治連盟との協力体制による研修・シンポジウムの検討
- (4) 不動産関連業界研修会への協力
- (5) 研修制度の見直し及び検討(WEBを用いた研修、本会専属学識経験者による研修等)
- (6) 連合会、他会、他業種が行う研修について情報収集
- (7) 新入会員を対象とした測量実務研修に関する検討

広 報 部

令和 4 年度事業計画

広報活動は我々の制度並びに業務内容を国民に広く伝える上で、知名度・認知度向上のため、必要不可欠であると考えます。広報活動の成果はすぐに表れるものではありませんが、継続した活動に努め、実施していきます。

内部広報においては、会員に対し、法務局及び連合会から発せられる情報を迅速に伝達します。外部広報においては、制度や業務内容をより多くの国民に知ってもらえるように、会務通信や各種メディアを利用し、官公署とも連携した広報活動を行っていきます。外部広報を通じ、国民、行政に対して土地家屋調査士の制度と取り組みをアピールします。学生層への資格制度広報、資格受験者数の増加を目指して、我々の制度や業務内容を積極的に紹介する広報活動を行っていきます。

1 会員向け情報伝達

- (1) 会報「会務通信」の発信
法務局・連合会からの情報、理事会、研修会等の活動報告を確実に伝達するために発信する。また、各部と連携を図り、迅速に掲載する。
- (2) 各種発行紙の電子化を継続して実施する。
- (3) 「本会ホームページ」の管理、運営
ホームページの内容の充実及び迅速な情報伝達に努める。
- (4) 広報委員会の広報活動の充実を図る。

2 外部向け情報伝達（制度広報）

- (1) マスメディア・ネットワークメディアを利用し、官公署と連携して対外的に土地家屋調査士をアピールする活動を実施する。
- (2) 会館壁面の懸垂幕を利用し外部広報を実施する。
- (3) 土地家屋調査士を広報するためのグッズを考案し検討する。
- (4) 無料表示登記相談会等の開催に協力することを通しての制度広報を実施する。
- (5) 各種専門学校や各部と連携し制度広報を実施する。
- (6) 広報誌「地図読み人」を発刊する。
- (7) 「きょうかい君・あいちゃん」等を活用した制度広報を実施する。

3 名古屋自由業団体連絡協議会

- (1) 「フレッシュマンフォーラム 10'」
各資格者団体の新入会員が一堂に集い、個別に業務関係のネットワークを構築する場として定着しており、令和 4 年度も積極的に新入会員へ参加を呼びかけ、開催を支援する。
- (2) 「中堅フォーラム 10'」
各資格者団体の中堅会員が一堂に集い、個別に業務関係のネットワークを構築する場として平成 30 年度から参加しており、令和 4 年度も積極的に中堅会員へ参加を呼びかける。
- (3) 「大学生のための資格業ガイダンス」への参加

学生に対して土地家屋調査士を職業選択の一つとして提供できる場と考え、積極的に参加する。

(4) 「生活お困りごと無料相談会」

一般の方へ土地家屋調査士制度をアピールする場と考え、積極的に参加する。

4 その他

日本土地家屋調査士会連合会、中部ブロック協議会の広報活動情報を収集し、本会独自の広報として情報発信する。

企 画（社会事業）部

令和4年度事業計画

2035年には人口の約3人に1人が高齢者になると推計される超高齢化社会において、空き家問題や所有者不明土地問題が顕在化してきました。土地家屋調査士の視点から取り組んできた所有者不明土地問題の一環として、令和2年度から進めてきた地域福利増進事業が国土交通省から全国で初めて支援を頂けるものへと発展し、注目されることとなりました。令和4年度は更なる事業の推進を行っていきます。「実行できる土地家屋調査士像」を国民、行政に伝える効果は多大で制度広報へもつながるものと考えます。地域福利増進事業は、今後も企画(業務)部、広報部と連携し、会員のための情報発信も行います。

会員減少問題については、広報部と連携し、多くの学生にその魅力を伝え、人材の発掘や資格受験へとつながる活動を企画・検討していきます。

1 土地家屋調査士業務に関する指導・連絡等

- (1) 土地家屋調査士の附帯関連業務に関する調査・研究を行い、対外的な制度広報につなげる。
- (2) 狭あい道路の解消に向けての提言を行う。

2 所有者不明土地問題への取り組み

- (1) 国土交通省による地域福利増進事業を活用し、所有者不明土地の有効利用に向けた取り組みを行う。
- (2) 中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会に参画し、情報収集に努める。

3 寄附講座の開講

- (1) 寄附講座運営委員会と連携して、名城大学での寄附講座を実施する。
- (2) 中部ブロック事業として寄附講座へ協力する。
- (3) 他大学等での新規開講や出前講座を目指す。
- (4) 令和5年度以降の講師の養成を図る。

4 シンポジウムの開催

各部と連携してシンポジウムを開催する。

5 その他

- (1) 官公署との円滑な関係を維持するため、連携を図る。
- (2) ADR 認定調査士制度の活用について検討する。
- (3) 空家等対策に関する取り組みについて、情報交換等を行う。
- (4) 総務部と連携して被害家屋認定士養成に関して支援を行う。
- (5) 「インターンシップ」の実施

土地家屋調査士事務所でインターンシップを検討している学生への積極的なアピールを行う。

あいち境界問題相談センター運営委員会

令和4年度事業計画

あいち境界問題相談センター(以下「センター」という。)は、平成14年10月に、全国初のADR機関(裁判外紛争解決手続機関)として設立され、その後、平成23年に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく法務大臣の認証を受け、現在に至っています。

令和3年度は、無料減額キャンペーン後に改正したADR費用規程によりセンターが運営され、相応なる申立件数が得られました。今後も更に多くの申立件数で推移できるような運営に努めて参ります。令和4年度は会員のみならず、一般市民にもセンターの利用促進を図るべく広報活動を強化し、信頼される機関となることを目指します。

1 制度広報の充実

- (1) 広報部と連携し、会務通信センターニュース、フェイスブックの改善を継続する。
- (2) 会員に制度の理解を深めるための研修等を行う。
- (3) 各機関との連携において、無料相談会等に参加し、広報を行う
- (4) 官公署、他士業団体、他のADR機関等へパンフレット等を利用した広報活動を行う。

2 他のADR機関及び他士業団体機関等との連携

- (1) 愛知県弁護士会との意見交換会及び研修会により連携を強化する。紛争解決センターとの連携を模索する。
- (2) 法務局筆界特定室との連携に努める。
- (3) 連合会及び他会の境界問題相談センターとの情報交換に努める。
- (4) 日本司法支援センター(法テラス)との連携に努める。
- (5) 上記以外のADR機関等との連携を検討する。

3 担当者及び認定土地家屋調査士等の研修

センター規則に定める調停人候補者、調査員候補者、鑑定等実施員候補者及び運営委員並びに認定土地家屋調査士等を対象にした研修を実施し、人材育成と会員の資質向上に努める。

4 ADR法認証機関としての規則、運営の整備・検討

- (1) ADR法認証機関としての規則、運営上の問題点の整備に努める。
- (2) 裁判のIT化に伴い、紛争をインターネット上で解決する仕組みODR(Online Dispute Resolution)を研究し、実務に即した運営方法を検討する。

5 センターの利用促進

- (1) 申立て及び成立費用の減額並びに相手方の調停期日費用無料等、利用しやすくなったADR費用規程の内容をPRすることにより、利用を促進する。
- (2) 企画(業務)部と連携し、業務サポートセンター等を経由した案件に対応する。
- (3) 相談窓口の充実、各担当者の連携を強化する。
- (4) 応諾率の向上に努める。